

埼玉県における公衆浴場の浴槽水質検査 (1/2)



埼玉県では「公衆浴場法施行条例」および、「公衆浴場法施行細則」に基づき、浴槽水の水質検査が必要になります。

2020年12月15日に公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（埼玉県規則第88号）が公布され、同日より施行となります。

改正点について

- ・「水素イオン濃度」の項目名称が「pH値」へ変更。
- ・有機物の項目が「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」となり、消毒剤の種類によって「過マンガン酸カリウム消費量」を選択可能とする内容へ変更。

水質検査項目と基準値について

①水道水（水道法に規定されている水道事業用の水道・専用水道・簡易専用水道または、埼玉県自家用水道条例に規定する自家用水道）以外の水を使用した、原湯・原水・上がり用湯・上がり用水の場合。

No	検査項目	基準値
1	色度	5度以下であること。
2	濁度	2度以下であること。
3	pH値	5.8以上8.6以下であること。
4	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 又は* 過マンガン酸カリウム消費量	1L中に3mg以下であること。 1L中に10mg以下であること。
5	大腸菌	検出されないこと。
6	レジオネラ属菌	検出されないこと（10CFU/100ml未満）。

◎温泉水・井戸水等を使用するものであるため、基準の遵守が難しい場合で衛生上危害が生じるおそれがないと知事が認めるときは、No1～4の項目規定の一部または全部を適用しないことが出来ます。

※塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量とする。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



埼玉県における公衆浴場の浴槽水質検査 (2/2)



②浴槽水の場合。

No	検査項目	基準値
1	濁度	5度以下であること。
2	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 又は※ 過マンガン酸カリウム消費量	1L中に8mg以下であること。 1L中に25mg以下であること。
3	大腸菌群	1ml中に1個以下であること。
4	レジオネラ属菌	検出されないこと（10CFU/100ml未満）。

◎温泉水・井戸水等を使用するものであるため、基準の遵守が難しい場合で衛生上危害が生じるおそれがないと知事が認めるときは、No1～2の項目規定の一部または全部を適用しないことが出来ます。

※塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量とする。

定期検査について

浴槽水はレジオネラ属菌の検査を定期的に行う必要があります。検査頻度は下記のとおりです。

- ①毎日完全に換水している浴槽水・・・1年に1回以上
- ②連日使用している浴槽水・・・6ヶ月に1回以上

詳しくは、当社 分析担当者 大塚、貝森（フリーダイヤル0120-01-2590 内線338、318）までお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

